

県南広域振興局長告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年8月28日

県南広域振興局長 堀 江 淳

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360990048	谷藤内科医院	谷藤内科医院訪問看護	一関市千厩町千厩字町 浦185番地	平成27年8月11日